

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

大分国民年金 事案 897

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月

申立期間当時、私が勤めていた会社は厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金保険料を納付していたが、会社が昭和40年2月から厚生年金に加入することとなり、その際に会社から同年1月分までは、自分で役場に行って国民年金保険料を納めるように説明され、同僚と一緒に役場に納めに行ったことを記憶しているため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、国民年金保険料納付済期間の大部分には付加保険料を含めて納付している期間及び前納している期間が含まれることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「昭和40年2月から厚生年金保険に加入すると会社から説明を受けて、その際に同年1月までは国民年金なので、自分で役場に行って保険料を納めるように言われ、役場で同年1月分を納めた。」旨主張しているところ、申立期間当時の同僚も会社から同様の説明があった旨供述しており、申立人の主張は基本的に信用できる上、申立期間が1か月と短期間であることを踏まえると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分厚生年金 事案 1202

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年7月31日であると認められることから、申立期間の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和49年7月31日から51年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から52年4月1日まで

私は、昭和41年3月にA社に入社し52年3月末までの期間において継続して勤務したのに、49年2月28日以降の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

私は、申立期間の一部に係る給料支払明細書を所持している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和49年2月28日から同年7月31日までの期間について

申立人が所持する給料支払明細書及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人が、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は休業を理由と

して昭和 49 年 2 月 28 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日において申立人を含む 83 人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、そのうち 34 人の資格喪失日は、当初、同年 3 月 21 日から同年 7 月 1 日までの間の日付で記録されていたものが、同年 7 月 31 日付けで同年 2 月 28 日に遡及して訂正されていることが確認でき、前述の 34 人のうち複数の者の雇用保険の離職日の翌日は、遡及訂正前の厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致している。

さらに、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が遡及訂正されていない 49 人のうち申立人を含む複数の者に係る雇用保険の被保険者記録は、いずれも前述の遡及訂正処理日（昭和 49 年 7 月 31 日）以降も継続していることが確認できること、及び B 健康保険組合の回答により、A 社は昭和 55 年 3 月 30 日までの期間において同健康保険組合に加入していたことが確認できることなどから判断すると、同社は 49 年 2 月 28 日以降も事業活動を継続していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、A 社が休業を理由として厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとする社会保険事務所（当時）の事務処理は、実態に即したものとは認め難い。したがって、申立人について、昭和 49 年 2 月 28 日に遡及して被保険者資格を喪失させる合理的理由は見当たらず、当該資格喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該遡及訂正処理が行われた日と同日の同年 7 月 31 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書の保険料控除額及び前述の被保険者名簿における申立人の昭和 49 年 1 月の記録から、15 万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち昭和 49 年 7 月 31 日から 51 年 3 月 1 日までの期間について

当該期間において A 社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる元従業員の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、当該期間において勤務形態及び業務内容を変更することなく継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、当該期間において A 社の給与事務を担当したとする者は、「当該期間において、厚生年金保険料及び健康保険料を一体で給与から控除していた。」旨供述している上、申立人が所持する給料支払明細書（昭和 51 年 3 月分）により、少なくとも当該期間内の一部において厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書

の保険料控除額から判断すると、8万円とすることが妥当である。

なお、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員の供述から同社において5人以上の従業員が継続して勤務していたことがうかがえる上、同社に係る商業登記簿謄本、前述の健康保険組合の回答などから判断すると、同社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、同社は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち昭和51年3月1日から52年4月1日までの期間について

申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、当該期間において継続してA社に勤務していたことが推認できるものの、申立人は、当該期間の給料支払明細書を所持していない上、同社は既に解散しており元代表者も連絡先不明のため、申立人の保険料控除について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1203

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年7月31日であると認められることから、申立期間の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和49年7月31日から51年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から54年2月1日まで

私は、昭和47年9月にA社に入社し54年1月末までの期間において継続して勤務したのに、49年2月28日以降の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和49年2月28日から同年7月31日までの期間について

申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は休業を理由として昭和49年2月28日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日において申立人を含む83人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失

していることが確認できるところ、そのうち34人の資格喪失日は、当初、同年3月21日から同年7月1日までの間の日付で記録されていたものが、同年7月31日付けで同年2月28日に遡及して訂正されていることが確認でき、前述の34人のうち複数の者の雇用保険の離職日の翌日は、遡及訂正前の厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致している。

さらに、前述の被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が遡及訂正されていない49人のうち申立人を含む複数の者に係る雇用保険の被保険者記録は、いずれも前述の遡及訂正処理日（昭和49年7月31日）以降も継続していることが確認できること、及びB健康保険組合の回答により、A社は昭和55年3月30日までの期間において同健康保険組合に加入していたことが確認できることなどから判断すると、同社は49年2月28日以降も事業活動を継続していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、A社が休業を理由として厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとする社会保険事務所（当時）の事務処理は、実態に即したものと認め難い。したがって、申立人について、昭和49年2月28日に遡及して被保険者資格を喪失させる合理的理由は見当たらず、当該資格喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該遡及訂正処理が行われた日と同日の同年7月31日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の昭和49年1月の記録から、15万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち昭和49年7月31日から51年3月1日までの期間について

当該期間においてA社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる元従業員 の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、当該期間において勤務形態及び業務内容を変更することなく継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、当該期間においてA社の給与事務を担当したとする者は、「当該期間において、厚生年金保険料及び健康保険料を一体で給与から控除していた。」旨供述している上、申立人が同社C支所において一緒に勤務していたとする申立人と同職種の同僚が所持する給料支払明細書（昭和51年3月分）により、少なくとも当該期間内の一部において厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の昭和49年1月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、同

社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員の供述から同社において5人以上の従業員が継続して勤務していたことがうかがえる上、同社に係る商業登記簿謄本、前述の健康保険組合の回答などから判断すると、同社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、同社は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち昭和51年3月1日から54年2月1日までの期間について

申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、当該期間において継続してA社に勤務していたことが推認できるものの、申立人及び前述の同職種の同僚は、当該期間の給料支払明細書を所持していない上、同社は既に解散しており元代表者も連絡先不明のため、申立人の保険料控除について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1204

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 39 年 1 月から同年 12 月まで
③ 昭和 40 年 2 月から同年 12 月まで
④ 昭和 41 年 2 月から 42 年 2 月まで
⑤ 昭和 63 年 1 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
⑥ 平成 2 年 8 月 21 日から 3 年 11 月 29 日まで

申立期間①について、私は、A市に所在したB社に勤務し、Cとしての業務に従事した。

申立期間②について、私は、D市に所在したE社に勤務し、Cとしての業務に従事した。

申立期間③について、私は、F市に所在したG社に勤務し、Cとしての業務に従事した。

申立期間④について、私は、H市に所在したI事業所（後のJ社）に勤務し、Cとしての業務に従事した。

申立期間⑤について、私は、K市に所在したL社（現在は、M社）に勤務し、Nとしての業務に従事した。

申立期間⑥について、私は、K市に所在したO社に勤務し、Cとしての業務に従事した。

全ての申立期間について、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたので、全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人はB社に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、同社は廃業している上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

また、申立人はB社において一緒に勤務したとする同僚の氏名を記憶していない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の従業員から申立人の勤務状況等に関する供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

なお、申立期間において、申立事業所名に類似した名称の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は見当たらない。

2 申立期間②について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人はE社に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

また、申立人はE社において一緒に勤務したとする同僚の名を記憶していないことから同人を特定できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の従業員から申立人の勤務状況等に関する供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

なお、申立期間において、申立事業所名に類似した名称の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は見当たらない。

3 申立期間③について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人はG社に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿からG社は昭和40年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同年9月29日に適用事業所ではなくなったことが確認でき、申立期間のうち同年2月から同年6月1日までの期間

及び同年9月29日から同年12月までの期間において同社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなかった期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者はいない。

また、申立人はG社において一緒に勤務したとする同僚の名を記憶していないことから同人を特定できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の従業員から、申立人の勤務状況等に関する供述を得ることはできない。

さらに、前述の従業員が同僚であったと記憶している複数の者について、前述の被保険者名簿に氏名が確認できないことから、当時において、G社は必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

加えて、G社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると同社は廃業している上、当時の事業主は居所不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

その上、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、被保険者整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

なお、申立期間において、申立事業所名に類似した名称の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが申立人の氏名は見当たらない。

4 申立期間④について

J社に係る商業登記簿謄本により取締役であったことが確認できる元事業主の妻の供述、及び同僚の供述などから判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人はI事業所に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、前述の元事業主の妻は、「I事業所は、法人設立によりJ社となったが、同社が厚生年金保険の適用事業所となる以前において従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答しているところ、適用事業所台帳から、I事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、J社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年6月13日であることが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚3人のうち1人について、J社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和44年6月13日であることが確認でき、他の2人については、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、被保険者整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

5 申立期間⑤について

申立人は申立期間においてL社に勤務したと主張しているものの、i) 同社の元常務とされる者及び同社の従業員に申立人を記憶している者はいないこと、ii) 申立人はオンライン記録により同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員について記憶していないこと、iii) M社は申立内容について、「L社については資料が無く、全て不明。」と回答していること、iv) オンライン記録から、申立人がL社と一緒に就職したと記憶する同僚の記録は確認できないこと、v) 申立人は、申立期間のうち昭和63年7月16日から同年11月1日までの期間において別会社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できることなどから、申立人の申立内容を確認することができない。

6 申立期間⑥について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述並びに申立人に係る雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人は、申立期間において、O社に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によりO社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者について、雇用保険被保険者の資格取得日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が相違している者が複数確認できることから判断すると、同社は従業員を入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、O社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

なお、申立人はK市における国民健康保険被保険者の資格を平成2年8月23日付けで取得し、4年5月2日に資格喪失していることが確認できる。

7 このほか、全ての申立期間において、各事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1205

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月頃から 55 年 6 月頃まで

私は、昭和 53 年 1 月頃から 55 年 6 月頃までの期間において、A 市に所在した B 社に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る商業登記簿謄本の記録と、申立人が勤務していたと記憶している事業所の名称、所在地及び事業主の氏名が一致していることなどから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿に B 社の名称は見当たらず、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、前述の登記簿謄本によると、B 社は既に廃業しており、同社の代表取締役であったことが確認できる者は居所不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び事業主供述を得ることができない。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、B 社に係る厚生年金の加入状況及び申立人の勤務状況に係る同僚供述を得ることができない。

加えて、前述の B 社の代表取締役は、申立期間において公的年金の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1206

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月下旬頃から 57 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 8 月下旬から A 社が経営する「B」において正社員として継続して勤務し、C の業務に従事していた。同社に入社する時に担当者に厚生年金手帳を提出し、厚生年金保険の加入手続をしてもらったと記憶しているが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は 57 年 4 月 1 日とされており、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間中に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる複数の同僚を記憶していること、及び当該被保険者原票から申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚（申立人が記憶している同僚とは異なる者）が、「申立人は私よりも先に A 社に入社していた。」旨供述していることから判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、「私は昭和 56 年 8 月下旬に A 社に入社した。」と供述しているものの、申立人が記憶しているとする前述の複数の同僚は申立人のことを記憶していない上、前述の被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からは申立人の入社時期についての供述を得られないことから、申立人の A 社における入社時期を特定することができない。

また、申立人の方が先に入社したと供述する前述の同僚が、申立人と一緒

に勤務していたと記憶している申立人と同職種の同僚のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、当該同僚の資格喪失日以後であることが確認できる上、別の同僚は、「A社では試用期間があった。私は、以前同社が経営する別の店舗で勤務していたにもかかわらず、Bで勤務を始めたときにも試用期間があったため、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨供述していることから判断すると、申立期間当時、事業主は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者原票及び雇用保険の被保険者記録において、申立人及び複数の同僚に係る雇用保険被保険者の資格取得日は、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

加えて、A社は、「当社は経営者も代わり、申立期間当時の資料は保管していないため、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明です。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から 56 年 9 月 1 日まで

私がA社に勤務していた時の給与は、入社当初から退職するまでの期間において25万円で一定であったが、厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の記録は、実際に支給されていた給与額に比べて低い額で記録されている。申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人は、「私がA社に勤務していた時の給与は、入社当初から退職するまでの期間において25万円で一定であった。」旨主張しているところ、当時の事業主も、「申立人は特殊技術を持っていたので、25万円程度の給与は支払っていた。」旨供述している。

しかしながら、申立人は申立期間に係る給与明細書を所持していない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、前述の事業主は、「当時の賃金台帳等の資料は残っておらず、保険料控除額についても分からない。」旨供述していることから、申立期間における申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することはできない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社に係る雇用保険被保険者の資格取得時（昭和47年7月1日取得）の賃金月額は9万8,000円で

あることが確認でき、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得時の標準報酬月額（9万8,000円）の記録と一致する。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の標準報酬月額と比較して、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されているという事情は見受けられない。

加えて、申立人に係る前述の被保険者原票の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致しており、遡及して記録が訂正されたなど不自然な形跡も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。